

## 4 令和2年度 鶴岡市健康福祉部運営方針

新型コロナウイルス感染症の発生は、政府による緊急事態宣言が出されるなど、国民の安全安心な生活に大きな影響を与えております。本市においても同様であり、新たなまん延防止に向け、保健、医療、介護の連携をより一層強めていくとともに、経済活動の停滞により影響を受ける生活困窮者の支援に取り組みます。

本市の本年3月末の人口は124,697人(住民基本台帳)で減少が続いています。また、高齢化率は本年3月末で34.8%に達しています。

本格的な少子高齢社会が到来し、社会環境や経済状況などが大きく変容する中、市民の生活課題も複雑化・多様化すると同時に、内容も深刻化しています。生活困窮、認知症、発達障害、ひきこもり、虐待、自殺などへの対応も含め、医療や福祉に関するニーズは多様なものとなっています。また、全世代全対象型地域包括ケアの体制構築に向けて、分野横断的に取り組むことが求められており、このような社会情勢に適切に対応していくことが求められています。

国では、2025年の超高齢社会に対応するため「社会保障と税の一体改革」として、特に「少子化対策」「医療制度」「介護保険制度」「年金制度」の4分野について制度改革を進めています。また一方で医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスなどが一体的に提供される全年齢型の「地域包括ケア」の体制構築や、誰もが支え合う地域共生社会の実現をめざしています。

本市では、個人・近隣・地域の住民・事業者・行政が一体となった生活課題解決の仕組みとして「福祉コミュニティ構想」を進めています。国の動向も踏まえた施策展開を基本に、健康福祉各分野及びコミュニティなど関係分野がより緊密に連携し、各分野の総合調整や包括的な支援を提供するための組織体制の再構築に取り組むとともに、生活全体に着目した総合的な視点に基づく支援（コミュニティソーシャルワーク）の実践に努め、コミュニティ活動とも連動し、市民力を引き出しながら、増大する市民の保健福祉ニーズに持続的に対応できる仕組みづくりを進めます。

高齢者を支えるサービスを地域で一体的に提供する地域包括ケアを全世代型のシステムへ再構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

地域包括ケアの重要な構成要素である地域医療について、行政、医療機関、福祉事業所など関係機関の連携を強化し、顔の見えるネットワークの構築や在宅医療の充実を図ります。

高齢者等の生活支援体制の整備について、各地域包括支援センターに配置した第2層生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を中心に生活支援体制の充実強化を図り、地域にある多様な支え合いの仕組みづくりを推進し、新たな支え合いの地域づくりを支援します。

災害時に自力での避難が困難な方への支援について、要支援者と自主防災組織等の支援者とが、具体的な避難の方法等について定めておく、避難行動要支援者個別支援計画の全

市的な作成を推進します。

「鶴岡市保健行動計画」に基づき、基本施策及び重点項目について計画的に推進します。

母子保健については、関係機関と連携し子育て世代包括支援センターの強化を図り、安心して出産・育児に臨めるように、妊産婦や全乳児の家庭訪問・妊産婦サポート事業・乳幼児健診などの相談支援事業を継続します。また、特定不妊治療が受けやすい環境づくりを推進します。

成人保健については、働きざかり世代の健康の維持増進を促進するため、職域など関係機関と連携し、受診しやすい環境整備を図るとともに、がん検診精密検査受診率 100%を目指し受診勧奨に努めます。さらに、重点地区を設けがん検診についての周知啓発を強化します。また、健診・医療・介護等の情報を包括的に把握した生活習慣病改善対策を推進します。

高齢保健については、認知症、脳卒中、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）、フレイル（虚弱な状態）等の介護予防対策に引き続き取り組み、超高齢化社会に対応した疾病予防対策を推進します。

こころの健康づくりについては、地域におけるネットワークの強化、自殺予防を支える人材の育成、市民への周知と啓発、相談支援体制の強化を推進します。

応急医療対策では、休日夜間診療所と休日歯科診療所の適正利用を周知し、地域応急医療の円滑な運営に引き続き取り組みます。

地域福祉では、民生委員児童委員の活動軽減等に向けて検討を行うほか、次期一斉改選期を見据え、国の基準等に基づき定数削減計画の策定に着手します。また、福祉バス運行事業のあり方を探求し、地域間の統一化を図るとともに、保護司会との連携により、「社会を明るくする運動」の推進に取り組みます。さらに、災害時における要支援者の避難行動支援の体制づくりについては、引き続き関係課等と連携し推進を図ります。

障害福祉においては、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の最終年度にあたるため、地域生活支援拠点の整備など成果目標の達成と同時に、委託先の日本地域福祉研究所と協働し来期計画の更新作業に取り組みます。また、スポーツ課と連携したホストタウン活動と並行し、策定検討を進めてきた障害者差別解消条例の施行を機に、広報啓発その他の必要な施策を実行し、障害理解への一層の促進を図ります。

生活福祉では、生活保護受給世帯数が、経済・雇用情勢等を背景として、平成29年度を境に増加傾向へと転じています。今後も、査察指導體制を強化し、被保護者の健康管理支援事業の円滑な運用と併せ、生活保護制度の適正な実施に努めます。また、生活困窮者自立支援事業では、鶴岡地域生活自立支援センター「くらしス」の体制強化を図り、就労準備支援事業との一体的な支援を推進します。特に、ひきこもり支援対策として、地域の実態把握の手法及びアウトリーチ支援員の配置等について検討を進めます。さらに、貧困の連鎖を防止する観点から、関係課等と連携し、子どもの学習支援事業の充実等に努めます。

高齢者福祉では、令和3年度から5年度までを計画期間とする「鶴岡市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」の策定年度にあたっていることから、各種調査の集計・分析を

行い、今後の介護需要に対し過不足ない支援やサービスが提供できるよう、計画の策定を行います。また、高齢者の有する力を生かし、いきいきと暮らせるための施策を展開するため、上位計画である地域福祉計画及び関係他課の各計画とも連携した計画策定に取り組みます。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく自立した生活ができるように、地域包括支援センターの保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種による包括的な支援体制づくりと、総合相談の拠点としての機能の強化を図るほか、介護予防のための「住民主体の通いの場づくり」の推進、認知症の人や家族の視点を重視した認知症施策の推進を図ります。また、介護保険制度の安定的な運営と健全で持続可能な制度を維持するため、新たに「ケアプラン適正化事業」としてケアマネジメントガイドラインの作成等に取り組むとともに、介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス事業を始めとして各種サービスの充実に向けた見直しに取り組みます。

児童福祉については、「第2期鶴岡市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援新制度の適切な運用に努めることを基本に、幼児教育・保育の無償化をはじめとする子育て世代の負担軽減を図りながら、仕事と子育ての両立支援と児童の健全育成に努めます。また、病児保育など多様化する保育需要に対応した各種保育サービスの充実、及び就学前の教育・保育施設の改築等へ支援し、施設の充実を行います。

子ども家庭支援センターにおいては、引き続き「子ども総合相談窓口」を開設し相談事業の充実と努めるとともに、地域における子育て支援の中核として関係機関と連携しながら、安心して子育てができるよう支援を行います。また、発達障害児や要保護児童などについて、きめ細かい支援を実施します。

放課後児童対策については、児童館の適切な運営を図りながら、放課後児童クラブが適正規模で運営できるよう、実施主体と連携協力しながら効果的な取組みを進めます。

ひとり親福祉については、ひとり親家庭の生活の安定と自立促進に寄与するため、児童扶養手当等の適正な対応と自立に向けた支援を継続し児童の福祉の増進を図ります。

国民健康保険は、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市は資格管理や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などの被保険者に身近な業務を担っています。県や関係機関との連携を図り、的確な情報収集を行い財源の確保に努め、被保険者への影響を極力抑えながら安定した運営に努めます。

保健事業の推進にあたっては、第3期特定健康診査等実施計画等に基づき、医療費分析や課題の把握に努め、きめ細かな取組みを行うとともに、ジェネリック医薬品の普及を図るなどの医療費の適正化に向けた取組みを積極的に行ないます。

後期高齢者医療事業については、今年度保険料率の見直しが行われるとともに保険料の軽減特例の段階的な縮小により、大半の被保険者の保険料が増額となることから、十分な周知を図るとともに丁寧な説明に努めます。

国民年金事業については、日本年金機構とのマイナンバーによる情報連携が開始されたことから、年金情報の受渡しには常に細心の注意を払いながら事務の効率化を図り、窓口での丁寧な対応に努め、日本年金機構との連携・協力体制の強化を推進します。

福祉医療給付事業については、重度心身障害（児）者医療、ひとり親家庭等医療、子育て支援医療、未熟児医療の各制度の適正な運用により医療費の助成を行ないます。また、子育て支援医療については、対象年齢を18歳到達の年度末までに拡大している市町村も増加していることから、対象年齢引上げに伴う医療費への影響や他の子育て支援策との費用対効果等の検討を進めます。各医療証の更新手続きの簡略化を推進し、利便性の向上と事務の効率化を図ります。